

2019年 7月 11日

全国しんくみ保証株式会社 御中
代表取締役社長 天野 久朗殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-6880

HP: <http://okayama-con.net/>

契約条項の修正についての申入れ

1 はじめに

当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款や広告表示等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、当法人においては、銀行や信用組合などの金融機関が消費者と締結しているカードローン等の金銭消費貸借契約及びこれに付随する保証委託契約で適用される契約条項等の中に、期限の利益喪失等の事由として「相続の開始」が含まれていることは消費者契約法上問題ではないかと考えているところであり、岡山県内の金融機関に対して問い合わせを行っていたところでございます。

2 貴社ご使用にかかる保証委託契約について

その中で、貴社を受託会社とする保証委託契約を利用している金融機関が存在しており、当法人において当該保証委託契約で使用されている契約約款を検討させていただきました結果、次の事実が判明いたしました。

(1) 貴社が保証委託契約を締結する信用組合提携カードローンについて

当該ローン契約で使用されるカードローン保証委託兼再保証委託申込書(兼契約書)の裏面に記載されている保証委託・再保証委託約款の第6条及び、カードローン申込書・カードローン契約書(当座貸越契約書)の裏面に記載されているカードローン契約規定の第10条は、いずれも、いわゆる期限の利益喪失条項を定めたものと考えられますが、保証委託・再保証委託約款の第6条においては第1項(3)で、カードローン契約規定の第10条においては第1項(8)で、「相続の開始」がその事由として各掲げられております。

- (2) 貴社が保証委託契約を締結する信用組合提携教育ローン極度型借入申込書(カード発券型・元金定額返済)について

教育ローン極度型(カード発券型・元金定額返済)保証委託兼再保証委託申込書(兼契約書)の裏面に記載されている保証委託・再保証委託約款の第3条及び、教育ローン極度型(カード発券型・元金定額返済)申込内容・教育ローン極度型(カード発券型・元金定額返済)当座貸越契約書の裏面に記載されている教育ローン極度型契約規定の第10条は、いずれも、いわゆる期限の利益喪失条項を定めたものと考えられますが、保証委託・再保証委託約款の第3条においては第1項(3)で、カードローン契約規定の第10条においては第1項(8)で、「相続の開始」がその事由として各掲げられております。

3 消費者契約法(以下「消契法」という)上の問題点

しかし、当法人といたしましては、「相続の開始」を期限の利益喪失事由とすることは消費者契約法10条に違反するものと考えております。

- (1) 消契法の規定について

消契法は第10条において、

民法、商法(明治32年法律第48号)その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に比して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

と定めております。

- (2) 前項記載の約款条項の消契法違反の可能性について

ここで、前項に記載した、相続の開始があつたときに借主が当然に期限の利益を失うものとする、いわゆる期限の利益喪失条項は、次の理由により消契法第10条に違反するものと考えます。

民法136条は次のとおり規定しています。

期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない

また、民法137条は次のとおり規定しています

次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続き開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

以上のとおり、民法上は相続の開始は期限の利益を喪失する事由とはされておりま

せん。また、一定の場合に期限の利益を喪失するとすることは、期限の利益という消費者の権利を制限するものです。従って、相続の開始を期限の利益喪失事由とすることは、民法の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項といえます。

そして、相続の開始は借主が制御できるような事実ではないという点で、他の一般的な期限の利益喪失事由と比較して借主の帰責性が認められないものです。また、相続の開始は借主の信用状況を変動させるものでもありません。加えて、仮に相続の開始による混乱で一時的に債務の支払いが停止するなど返済に影響があることを考慮するとしても、債務の支払いの停止は、それ自体が格別に期限の利益喪失事由とされていることが通常であり、相続の開始を別に期限の利益喪失事由として置く必要性が特別に高いとも考えられません。

相続の開始により自動的に期限の利益が喪失するものとするれば、その時点から相続人は債務残額の一括弁済の義務及び遅延損害金の支払いの義務を負うことになるだけでなく、訴訟などの法的措置を執られるリスクも負うことになり、その不利益は極めて重大です。

以上からすれば、相続の開始を期限の利益喪失事由とする条項が、民法第1条第2項に規定する基本原則に比して消費者の利益を一方的に害するものに該当することも明らかであると考えられます。

4 結語

従いまして、当法人は本書面により、貴社に対し、貴社が保証委託契約を行う信用組合提携カードローンのカードローン保証委託兼再保証委託申込書(兼契約書)の裏面に記載されている保証委託・再保証委託約款の第6条第1項(3)、カードローン申込書・カードローン契約書(当座貸越契約書)の裏面に記載されているカードローン契約規定の第10条第1項(8)及び、信用組合提携教育ローン極度型の教育ローン極度型保証委託兼再保証委託申込書(兼契約書)の裏面に記載されている保証委託・再保証委託約款の第3条第1項(3)、教育ローン極度型申込内容・教育ローン極度型当座貸越契約書の裏面に記載されている教育ローン極度型契約規定の第10条第1項(8)を、全て削除していただくよう申し入れを行います。信用組合提携カードローンのカードローン契約、信用組合提携教育ローン極度型の教育ローン極度型当座貸越契約については、いずれも貴社が締結する契約ではございませんが、貴社が各信用金庫等に契約書のフォーマットを提供し、貴社が保証委託を行うローン契約を締結する場合に当該フォーマットによる契約の締結を要請している、つまり、事実上貴社に約款の条項の作成権限があると考えられることから、貴社に対しても申し入れを行わせていただいております(なお、これらの契約の再保証委託先である株式会社オリエンテーションに対しても同様の申し入れを行っております)。つきましては、この申し入れに対する貴社のご回答やご意見をお聞かせいただ

きたく、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、本書面到達後1ヶ月程度を目処に、当法人宛までご連絡いただければ幸いです。

なお、本お問い合わせは公開の方式で行わせていただきます。従いまして、回答の有無及び回答内容等は当法人ホームページ等で全て公表いたしますので、その旨ご承知置きください。ご事情により期間内にご回答いただけない場合は、当法人までその旨及び回答可能となる時期をご連絡いただければ幸いです。

以上、ご検討のほど、よろしく願いいたします。

草々